

教育を広く届ける(3)



著作権は「創作された時点」から創作した人に権利が発生 著作権法17条2項、51条1項
文章を書いたり、絵を描いたりすれば、誰もがその時点で権利者となる

教育と著作権

授業目的公衆送信補償金制度

ICTを活用しオンラインで教育内容を配信可能に

自分自身で著作物を管理する

著作権を明示し利用を自ら定めて再利用を促進

教育活動は聖域とは限らない

著作権法第35条第1項

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2021 Jan.

水谷 正大



学校教育と著作権

著作権における制限緩和ケース

1. 個人的に利用する場合
2. 学校の授業のために利用する場合
3. 試験問題として利用する場合
4. 非営利・無料で上演する場合

「著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない」（著作権法第35条）

グレーの部分が多かった

本をコピーして生徒・学生に配布（授業対象者以外にはダメ）

○ 授業で一部をコピーする（残部は減却する）

✗ 一冊まるごと（多数分量）コピーして配布（販売目的で出版されている）

特に、教室以外での利用

公衆送信（オンライン）での利用は「無許諾・有償」

✗ Web公開は授業対象者以外も視聴を許す（公衆送信）

○ 学校教室での授業のための視聴公開（塾や予備校は「学校」でなくダメ）

➡ 授業目的公衆送信補償金制度の実施へ

コロナ時代における教育のデジタル化に対応した著作権制度について

文化庁2020年10月7日

授業目的公衆送信補償金制度で何が変わったのか（開始後）

この制度が開始されることで、利用者は「**その他の公衆送信全て**」を**無許諾・有償**で行えるように。



※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合には、別途許諾が必要です。

7

制度の意義①

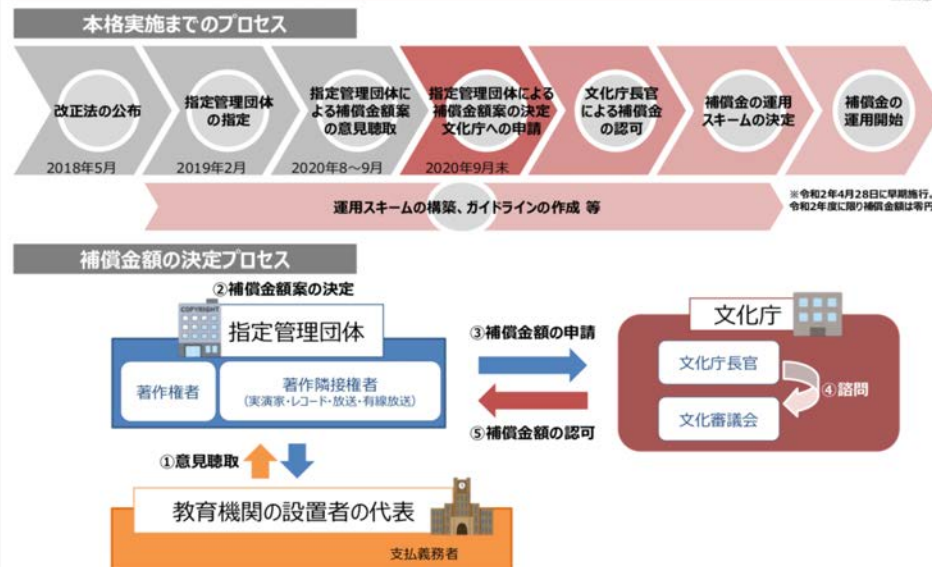
教育向けのコンテンツのサブスクリプションサービス

- あらゆる種類の著作物利用についてワンストップの指定管理団体を通じ権利の一括処理が可能に。
- 無断利用を止められる「許諾権」を制限することにより、遠隔教育等での著作物等の利用を促進し、教育などの未来への投資に生かす。
- 一方、作家や作曲家などクリエイターへの対価還元により次なる創作を促す。



8

授業目的公衆送信補償金制度の来年度までの流れ



10

最後に

1. Withコロナ、Postコロナ時代において、**優れたコンテンツに基づくオンライン教育を推進する上で、本制度はますます重要**となってきています。
2. 文部科学省と関係者が強力に推進する **GIGAスクール構想の基礎**となる仕組みです。
3. **教育現場が著作物利用を委縮せずに** ICTを活用した教育を進めていくためにも、**設置者において支払い義務を適切に果たすことが大切**であると考えています。

13

オンライン教育と著作権

授業目的公衆送信補償金制度 「改定」著作権法(2018年) 学校は予算化が必要

公衆伝達行為が許諾なしで可能になるが、有償と無償との区分が発生



- 無許諾・有償 著作権者の許諾は必要ないが、著作権者に補償金を支払う
- 無許諾・無償 著作権者の許諾は必要なく、著作権者に補償金も無用

目安 小学生数×120円
中学生数×180円
高校生数×420円
大学生数×720円

教育機関の設置者が著作権者の団体へ補償金を支払う代わりに、授業目的の著作物の公衆送信（インターネット送信）を個々の許諾なしで可能にすることを定めた制度

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会
（通称：SARTRAS）が保証金管理を行う

授業形態に依存

授業を受ける時間		同時	異時
教師と学生がいる場所		対面	
異なる場所	教師と学生が同じ部屋、更に別の部屋にもいる	リモート合同	オンデマンド
	教師と学生とは別の部屋	スタジオ配信	

	複製	公衆送信
対面	無償	有償
リモート合同	無償	有償
スタジオ配信	無償	有償
オンデマンド	無償	有償

注意 あくまでも著者による解釈です。あらためて確認が必要

前提是不変

利用目的、「学校」であること、授業に関わる者だけ

新型コロナウイルスのため適用は延長

著作権の周辺

著作物を創作した者（著作者）に与えられる権利

国によって取り扱いが異なる

TPP交渉において知的財産権の取り扱いも課題

著作隣接権

音楽作品の実演家、レコード製作者、放送事業者に
認められている権利

書籍について出版社は著作隣接権を持つのか？

TPPの知的財産権交渉

TPP 協定知的財産章の概要と各国の知的財産関連制度

https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/28_1.pdf

アメリカ合衆国トランプ政権がTPPから離脱。バイデン政権においても早期復帰は見通せない

<https://www.jiji.com/jc/article?k=2021012000921&g=eco>

環太平洋パートナーシップ協定(TPP 協定)は、モノの関税のみならず、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野において 21 世紀型のルールを構築するものである。

著作物(映画を含む)、実演又はレコードの保護期間を以下の通りとする

著作者の生存期間及び著作者の死から少なくとも70年（50年から延長）

当該著作物、実演家やレコードの著作隣接権は少なくとも70年（50年から延長）

死後50年とする国が多数だったが、日本やカナダの譲歩で死後70年化へと向かうだろう。

1960年前半の楽曲の保護期間は終了している可能性もあるが、音源の権利と曲の著作権とは別。

故意による商業的規模の著作物の違法な複製等を非親告罪とする

日本では著作権侵害の多くは告訴がなければ被疑者を起訴することができない親告罪とされてきた。海賊版販売、ファイル交換などによる音楽や画像の配信、新聞記事の全文アップロードなどは非親告罪となるはずだ。ただし、「故意による」場合や「商業的規模の複製等」であることが必要とされるようだ。

著作権等の侵害について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度を設ける

「将来の侵害予防の観点等から十分な賠償金額を裁判所が独自に認定できること」などの条件を満たすことが必要だが、訴訟の増加もあり得る。

著作権の保護

1886年 Berne条約

文学および美術著作物の保護に関する条約

著作者の権利を重視（経済的利害よりも）

改定を経て2014年には168カ国加盟

世界貿易機関WTO加盟国は遵守する必要あり

取り扱いは国より異なる

無方式主義 著作権は著作物の創作時に発生に、手続きを必要としない

内国民待遇 他国の著作物も国内の著作物と同等以上の権利保護を与える

著作者の生存の間および死後50年以上（多くの国では）

条約は各国の最低限の義務を定めたもの

著作権の期間

著作者の死後70年までが原則

www.cric.or.jp/
公益法人 著作権情報センター

著作権の原則的保護期間は、著作者が著作物を創作した時点から著作者の死後70年までです。
2018年12月30日、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」が我が国において効力が生じ、原則的保護期間がそれまでの50年から70年になりました。

著作物の種類	保護期間
実名（周知の変名を含む）の著作物	死後70年
無名・変名の著作物	公表後70年 （死後70年経過が明らかであれば、そのときまで）
団体名義の著作物	公表後70年 （創作後70年以内に公表されなければ、創作後70年）
映画の著作物	公表後70年 （創作後70年以内に公表されなければ、創作後70年）

※死後、公表後、創作後の期間の計算は、期間計算を簡便にするため、死亡、公表、創作の翌年の1月1日から起算されます。なお、保護期間中でもその著作権者の相続人がいないときは著作権は消滅します。

Q. 著作権の原則的保護期間が死後70年ではない国はどこですか？

主な国は下表のとおりです。

死後100年	メキシコ
死後80年	コロンビア
死後60年	インド、ベネズエラ
死後50年	中国、インドネシア、カンボジア、パキスタン、マレーシア、イラク、アラブ首長国連邦、アルジェリア、エジプト、サウジアラビア、オマーン、カメルーン
死後30年	イラン

著作権の切れる日

過去に話題になった作家たち

新規公開作品 2016年公開分					
最終更新日 2016.1.6 www.aozora.gr.jp					
新規公開作品は、表の上のほうに追加されていきます。 公開から1週間以内の作品は、「公開日」が赤で表示されています。					
公開日	作品名 副題	著者名	入力者名	校正者名	翻訳者名等
2016-01-06	森の中の犬ころ	小川 未明	特定非営利活動法人はるかぜ	藤井南	
2016-01-06	青い石とメダル	小川 未明	特定非営利活動法人はるかぜ	藤井南	
2016-01-06	奥さまと女乞食	小川 未明	特定非営利活動法人はるかぜ	七草	
2016-01-05	栄養学小史	カーペンター ケニス・J			水上 茂樹
2016-01-04	銭形平次捕物控 295 万両息子	野村 胡堂	特定非営利活動法人はるかぜ	門田裕志	
2016-01-03	新書太閤記 07 第七分冊	吉川 英治	門田裕志	トレンジイースト	
2016-01-02	桃太郎	石塚 浩之	大久保ゆう	石塚浩之	
2016-01-01	発端・電話事件	式場 隆三郎	門田裕志	noriko saito	
2016-01-01	浴槽	大坪 砂男	sogo	大久保ゆう	
2016-01-01	ゆづり葉	河井 醉茗	大久保ゆう	Juki	
2016-01-01	大大阪のれいめい	安西 冬衛	大久保ゆう	Juki	
2016-01-01	身体検査	ソログープ フォードル	sogo	湖山ルル	米川 正夫
2016-01-01	二銭銅貨	江戸川 乱歩	砂場清隆	湖山ルル	
2016-01-01	その一年	山川 方夫	kompass	Juki	
2016-01-01	岩魚	蔵原 伸二郎	kompass	大久保ゆう	
2016-01-01	春琴抄	谷崎 潤一郎	kompass	酒井裕二	
2016-01-01	死の淵より	高見 順	kompass	酒井裕二	
2016-01-01	...	...	...	...	...

2017年
亀井勝一郎

2018年
山本 周五郎

2041年
三島 由紀夫

2043年
志賀 直哉
川端 康成

2044年
大佛 次郎

Anne Frankの場合

死後70年経過として公開

Anne Frank(1929-1945)の父 Otta Frank(-1980, Anne Frank財団1957)
が日記Het Achterhuisを出版

1945年にアンネが強制収容所で15歳でなくなってから70年が経過し
「公共財になった」としてインターネット上で公開

affordance.typepad.com/

Nante大学研究者 Olivier Ertzscheid

01 jan 2016

→ Le journal d'Anne Frank est un cadeau.

En 1945 une jeune fille qui n'avait pas encore 16 ans est morte du typhus au camp de concentration de Bergen-Belsen, moins de 3 semaines avant que ce camp ne soit libéré. Elle avait laissé derrière elle un journal. Son journal. Ce 1er Janvier 2016, 70 ans après la mort d'Anne Frank, parce que ce délai est suffisant et parce qu'il est légal, ce journal, son journal entre dans le domaine public. Il appartient à chacun. Et c'est à chacun d'en mesurer l'importance.

Pour ce texte, pour ce témoignage, pour ce qu'il représente, pour ce qu'il permet de ne jamais oublier et pour ce qu'il permettra à tant de lecteurs de construire et de comprendre, je garde la conviction qu'il n'y a pas d'autre combat à mener que celui de sa libération, pas d'autre hommage à rendre que celui de son partage sans limite, pas d'autre place à lui accorder que celle qui lui revient de droit en le laissant s'élever ce jour dans le domaine public.

Voici le texte original néerlandais au format epub (.epub), word (.doc), et texte (.txt)

- epub : [Téléchargement Anne-frank](#)
- word : [Téléchargement Anne-frank](#)
- txt : [Téléchargement Anne-frank](#)

isabelleattard.fr/blog/ フランス国会議員

Vive Anne Frank, vive le Domaine Public

domaine public / Anne Frank / Het Achterhuis - Publié le 1 janvier 2016 - 2 minutes de lecture

Aujourd'hui, le journal intime écrit dans un appartement secret d'Amsterdam par cette jeune adolescente juive, allemande puis déchue de sa nationalité, entre enfin, s'élève, dans le Domaine Public. Chaque 1er janvier de nombreux artistes viennent tour à tour enrichir le Domaine Public de leurs œuvres. Cela signifie concrètement que 70 ans après le décès de l'auteur, le monde entier peut utiliser, traduire, interpréter ces œuvres, et se les approprier pour en créer de nouvelles. Cela signifie que leurs renommées n'ont plus de frontières.

Combattre la « privatisation de la connaissance » comme le disait Aaron Swartz est entièrement d'actualité. La création, les contenus, valent de l'or et les Google, Amazon & Co le savent parfaitement. Leur obsession est bien de mettre la main sur la plus grande quantité de contenus et de monnayer l'accès à cette immensité culturelle. Ne soyons pas naïfs au point de croire que cette privatisation est « pour notre bien », et protégeons le Domaine Public en lui donnant une définition positive !

Alors, malgré les trouvailles juridiques du Fonds Anne Frank pour retarder le plus possible ce moment tant attendu, nous pouvons, comme le disait Olivier Ertzscheid, collectivement, « *après ces années de cave, d'obscurité, cette obscurité si pesante dans ton journal, chère Anne Frank, avoir l'intelligence de t'offrir enfin la lumière que tu mérites, celle que ton journal mérite, celle de l'espace public. Bienvenue dans la lumière, chère Anne.* »

Les fichiers suivants, en néerlandais, sont libres de tout droit d'auteur patrimonial en France. Si vous vous trouvez ailleurs, il vous appartient de vérifier que la législation de votre pays est identique. Vous êtes libres de copier ces fichiers, les modifier, les traduire, les diffuser et même les vendre. Néanmoins, le droit moral de l'auteur est en France perpétuel, imprescriptible et inaliénable. L'auteur jouit donc du droit au respect de son nom, de sa qualité et de son œuvre. Attention à ne faire qu'un usage respectueux de cette œuvre si importante.

[Het Achterhuis – Anne Frank en txt.](#)

[Het Achterhuis – ePub – Anne Frank en ePub zippé.](#)

Anne Frank foundation fights plans to publish diary online on 1 January

<http://www.theguardian.com/>

Seventy years after Anne's death, an academic and a French MP say the diary is public domain, despite objections from foundation set up by Otto Frank



■ Anne Frank's diary charts her life from 1942 to 1944, when her family were hiding in Amsterdam. She died in 1945 in the Bergen-Belsen concentration camp. Photograph: Universal History Archive/Univer

An academic and a French MP have said they will go ahead with plans to publish the diary of [Anne Frank](#) online on Friday, despite the organisation holding publication rights threatening legal action.

Olivier Ertzscheid, a lecturer at the University of Nantes, [France](#), said the planned 1 January publication date in the diary's original Dutch would be after the Diary of a Young Girl falls within public domain rules.

European copyright law dictates that a book become public domain on the first day of January 70 years after the author's death.

Anne Frank died at the age of 15 in the Bergen-Belsen concentration camp in 1945. Between 12 June 1942 and 1 August 1944, she wrote her red-and-white checked diary charting the time she spent in hiding in an Amsterdam warehouse until three days before her family was betrayed.

Her diary is one of the primary pieces of literature detailing life in Nazi-era [Europe](#), with more than 30 million copies sold since its first publication in 1947.

ヨーロッパの著作権法は著者の死後70年経過すると書籍は公共物になる



Anne Frank財団

父Ottoはアンネとは別に、日記を編集するなど著作権を持ち、作品の著作権を取得しており、Ottoが1980年に亡くなりまだ著作権は有効

Wikipedia財団はデジタルミレニウム著作権法 (DMCA)に基づいWikisourceにあったテキストを削除

<https://gigazine.net/news/20160216-anne-frank-diary-removal/>

出版社と著作隣接権

日本書籍出版協会の見解・意見書

www.jbpa.or.jp/documents/index.html#tizai

出版に音楽のような著作隣接権を認めている国はない

電子化の際に作品ごとに契約が必要

作品と出版は別個（単行本と文庫は別出版社）

出版社の判断で著作権侵害を訴えることができる

出版社の倒産や再出版に際する障害の可能性

作家を納得させることは簡単ではない

やってみよう！

著作権を自分で管理する



GPL(GNU General Public License)

Richard Matthew Stallman

Open Source Software運動の先駆け



Creative Commons

Lawrence Lessig

著作者がライセンス型を自由に選択



自由利用マーク

文化庁が推進



GNU (gnu:) <http://www.gnu.org>

Free Software Foundation(1983 Richard Stallman)

Gnu宣言

ユーザーを自由にする。使っているソフトウェアのソースコードを使って研究できる自由、ソフトウェアを他の人々と共有できる自由、ソフトウェアを修正できる自由、修正版を配布できる自由。

ソフトウェアの無料頒布の仕組みを提供しただけでなく「ソフトウェアの自由」を思想化したことに意味

GNU General Public License (GNU 一般公衆利用許諾書)

著作物が世界全体に貢献し、自由であり続けるという確証を与える

- 1 プログラムの実行
- 2 プログラムの動作を調べて、それを改変すること (ソースコードへのアクセスが前提)
- 3 複製物の再頒布
- 4 プログラムを改良し、改良を公衆にリリースする権利 (ソースコードへのアクセスが前提)

Copy Left

改変した二次的著作物も上記4点の権利を保護する仕組み

BSDライセンスなど他のフリーソフトウェアライセンスが、改変した二次的著作物を独占的なものとして再頒布することを許している点が大きく異なる

代表例

GNU/Linux

Creative Commons

Lawrence Lessig

<http://creativecommons.jp>

知的財産権や著作権の硬直的適用が情報共有を妨げてしまう

CCライセンスとはインターネット時代のための新しい著作権ルールで、作品を公開する作者が「この条件を守れば私の作品を自由に使って構いません。」という意思表示をするためのツール

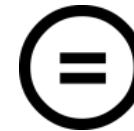
4つの条件



作品のクレジットを表示すること



営利目的での利用をしないこと



元の作品を改変しないこと



元の作品と同じ組み合わせのCCライセンスで公開すること

6パターンのどれかを選ぶ

簡単にWebにリンクを埋め込める



原作者のクレジットを表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高いCCライセンス



原作者のクレジットを表示し、かつ非営利目的であることを主な条件に、改変したり再配布したりすることができるCCライセンス



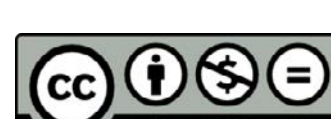
原作者のクレジットを表示し、改変した場合には元の作品と同じCCライセンス（このライセンス）で公開することを主な条件に、営利目的での二次利用も許可されるCCライセンス



原作者のクレジットを表示し、かつ非営利目的に限り、また改変を行った際には元の作品と同じ組み合わせのCCライセンスで公開することを主な条件に、改変したり再配布したりすることができるCCライセンス



原作者のクレジットを表示し、かつ元の作品を改変しないことを主な条件に、営利目的での利用（転載、コピー、共有）が行えるCCライセンス



原作者のクレジットを表示し、かつ非営利目的であり、そして元の作品を改変しないことを主な条件に、作品を自由に再配布できるCCライセンス

自由利用マーク

<http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/>

基本マーク



コピーOK

「プリントアウト・コピー・無料配布」OKマーク

「プリントアウト」「コピー」「無料配布」のみを認めるマーク

(変更, 改変, 加工, 切除, 部分利用, 要約, 翻訳, 変形, 脚色, 翻案などは含まれません。)

そのまま「プリントアウト」「コピー」「無料配布」をする場合に限られます)



障害者OK

「障害者のための非営利目的利用」OKマーク

障害者が使うことを目的とする場合に限り, コピー, 送信, 配布など, あらゆる非営利目的利用を認めるマーク

(変更, 改変, 加工, 切除, 部分利用, 要約, 翻訳, 変形, 脚色, 翻案なども含まれます)



学校教育OK

「学校教育のための非営利目的利用」OKマーク

学校の様々な活動で使うことを目的とする場合に限り, コピー, 送信, 配布など, あらゆる非営利目的利用を認めるマーク

(変更, 改変, 加工, 切除, 部分利用, 要約, 翻訳, 変形, 脚色, 翻案なども含まれます)

組み合わせた基本マークをダウンロード



障害者OK

利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。

www.bunka.go.jp/jiyuriyo



学校教育OK

利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。

www.bunka.go.jp/jiyuriyo



コピーOK



障害者OK

利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。

www.bunka.go.jp/jiyuriyo



コピーOK



学校教育OK

利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。

www.bunka.go.jp/jiyuriyo



障害者OK



学校教育OK

利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。

www.bunka.go.jp/jiyuriyo



コピーOK



障害者OK



学校教育OK

利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。

www.bunka.go.jp/jiyuriyo